

特定非営利活動法人調布ハンディキャブ細則

第1章 会員の種別

第1条 正会員（活動協力員）

(1) 定款第6条に定める「法人の目的に賛同し、その活動を行う為に入会した個人」で、ボランティアとして各種の運営活動に協力するもの。

(2) 運営活動の種類

①移送サービスの運転等の活動

移送サービスの運転協力者は、30歳以上、運転歴2年以上の二種免許、普通免許所持者で、その効力が過去2年以内において停止されていないもの、かつ車両の安全運転実施の観点から、満75歳までとする。

②広報誌の企画、編集およびホームページの制作、管理などの広報活動

③各種行事の企画、実施及び参加者への支援活動

④事務所運営（一般事務、経理事務等）の活動

⑤その他の活動

(3) 正会員について

①正会員は法人の総会に出席し意見を述べ、議決権を有する。

②正会員は定例会に出席し運営活動についての意見を述べることができる。

③当法人に多大な損害を与えたものは、理事会の議を得て除名することができる。

第2条 賛助会員

定款第6条に定める「法人の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人・団体」で、法人の各種の運営活動を賛助する。

第3条 利用会員

法人の移送サービスを利用する為に「福祉有償移送サービス契約書」をかわし入会した個人。

第4条 正会員・賛助会員・利用会員の年度会費

年会費は次の通りとする。

正会員	1,000円	(別に入会金1,000円)
賛助会員(個人)	1,000円	(1口)
賛助会員(団体)	10口以上	10,000円以上
利用会員	5,000円	

付則 この内規は、平成21年4月1日から施行する。